

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年8月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000020号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000020号

第1 結論

請求者のA社における昭和48年3月14日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年3月から同年6月までの標準報酬月額については、3万3,000円から4万2,000円とする。

昭和48年3月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年3月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における昭和48年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和48年7月から同年9月までの標準報酬月額については、3万9,000円から4万2,000円とする。

昭和48年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年3月14日から昭和49年4月9日まで

A社で勤務していた請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違している。

請求期間のうち、一部の期間について給料明細を保管しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和48年3月14日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された昭和48年5月分から昭和49年3月分までの給料明細の写し(以下「給料明細」という。)、A社から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書(昭和48年8月1日受付)の写し(以下「報酬月額改定通知書」という。)及び雇用保険被保険者離職証明書の写し(以下「離職証明書」という。)並びに当該事業所の回答から判断すると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、当該事業所から提出された請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得通知書の写し(以下「資格取得通知書」という。)によると、請求者の資格取得時(昭和48年3月)の報酬

月額が3万3,000円と記載されているが、当該事業所は、給料明細、報酬月額改定通知書及び離職証明書の記載内容を踏まえると、当該報酬月額は誤記入であり、本来は報酬月額を4万950円と記入して届け出るべきであった旨回答している。

さらに、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細、報酬月額改定通知書、離職証明書及び当該事業所の回答により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、資格取得通知書によると、請求者の報酬月額及び標準報酬月額は3万3,000円と記載されていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和48年3月から同年6月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、昭和48年7月1日から同年10月1日までの期間について、報酬月額改定通知書によると、請求者の標準報酬月額は、昭和48年7月から3万9,000円に改定されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

しかしながら、報酬月額改定通知書において、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定の基礎となる期間の報酬月額の平均額は4万950円と記載されており、これに基づく標準報酬月額は4万2,000円であることから、上記の標準報酬月額（3万9,000円）は誤って改定されており、社会保険事務所の事務処理に誤りがあったことが認められる。

したがって、請求者の当該期間における標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和48年10月1日から昭和49年4月9日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間については、給料明細及び当該事業所から提出された請求者に係る昭和49年分の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額又は本来の報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000052号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000021号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を40万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月8日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年末賞与明細書及びA社が保管する賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から40万6,200円の賞与の支払を受け、当該賞与から3万6,909円の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、年末賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から40万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年7月22日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000056号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000022号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を39万8,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月8日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年末賞与明細書及びA社が保管する賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から40万950円の賞与の支払を受け、当該賞与から3万6,364円の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、年末賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から39万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年7月22日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000057号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000023号

第1 結論

請求者のA社における平成29年12月8日の標準賞与額を31万9,000円に訂正することが必要である。

平成29年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月8日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とされない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年末賞与明細書及びA社が保管する賃金台帳によると、請求者は、請求期間において、同社から32万1,975円の賞与の支払を受け、当該賞与から2万9,182円の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、年末賞与明細書及び賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から31万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和2年7月22日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。